

教育文化事業 助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、現職互助事業規定第18条及び退職互助事業規定第20条の教育文化事業に基づいて、寄付及び助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 岐阜県教育の振興と一般社会の教育文化向上のための事業として、寄付及び助成金の交付を行う。

(寄付及び助成対象事業の内容)

第3条 寄付及び助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 特別支援教育に関する事業
- (2) 教育研究・教育実践に関する事業
- (3) 一般社会の教育文化向上に関する事業
- (4) 障がい者の就労支援に関する事業

(寄付及び助成金対象団体)

第4条 寄付及び助成金の交付を受けることのできる団体は、次に掲げるすべてのことを満たすものとする。

- (1) 岐阜県内で第3条の助成対象事業を実施していること
- (2) 5年以上事業を継続していること
- (3) 非営利の事業であること
- (4) 事業に対して報酬を受けていないこと
- (5) 広く地域社会へ貢献をする事業をしていること

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を決められた期日までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 教育文化助成金申請書
- (2) 助成金振り込み通帳の表のコピー
- (3) 事業に関する資料

(助成金の交付の決定)

第6条 理事長は助成金の交付について、互助部会及び退教互部会に諮って、理事会に報告しなければならない。

(助成金の支払い)

第7条 助成金の交付が決定した団体に、支払いを行うものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた団体は、事業の終了後または2月末までに、理事長に実績報告を行うこととする。

(附則)

この要領は、平成21年 6月 26日から施行する。

(改正) 平成22年11月24日

教育文化助成金申請書の提出について

財団法人岐阜県教職員互助会は岐阜県教育の振興と、社会の教育文化向上を願って、教育文化事業を実施しています。詳細は「教育文化事業 助成金交付要領」に掲載しています。本事業の助成金を申請される場合は下記のように申請書等を提出してください。

記

- 1, 提出書類

① 財団法人岐阜県教職員互助会 教育文化助成金申請書	1部
② 助成金振り込み通帳の表のコピー（口座確認用）	1部
③ 事業に関する資料（事業計画書、大会要項等）	1部

① の用紙は、岐阜県教職員互助会ホームページ「お知らせ」の「教育文化助成事業の申請」に掲載されていますので、ダウンロードして使用してください。）
- 2, 提出期間 申請年度の4月1日から6月末日まで
(前年度助成金の交付を受けた団体も申請が必要です。)
- 3, 提出先 〒500-8732
岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14 ホテルグランヴェール岐山内
財団法人 岐阜県教職員互助会 事務局次長 宛
- 4, 申請書の記入 ①助成金交付申請額に希望額を記入してください。
②希望額の根拠となる事業内容を記入してください
- 5, お問い合わせ TEL 058-262-4674 事務局次長
- 6, その他
 - ・ 8月の互助部会、退教互部会で申請に基づいて審議します。交付が決定した団体には9月下旬の贈呈式の案内を送付します。
 - ・ 助成金の交付を受けた団体は、事業の終了後または、2月末までに実績報告書（様式は自由）を提出してください。（提出先は、上記3と同じです。）

平成 年 月 日

財団法人岐阜県教職員互助会

理事長様

団体名

代表者（役職・氏名）

印

財団法人岐阜県教職員互助会 **教育文化助成金申請書**

本年度の下記事業について、助成金を受けたいので、関係書類を添付し、申請します。

記

- 1, 事業実施期間
- 2, 会 場
- 3, 事 業 名
- 4, 事 業 内 容

--

5, 助成金交付申請額 金 円

6, 貼付資料名

7, 助成金振込先

金融機関名	() 支店		
預金種目	普通預金	口座番号	
(フリガナ) 名 義 人			